

第2回教育・研究WG議事概要

1. 反町勝夫（株式会社東京リーガルマインド代表取締役社長）からのヒアリング

(1) 反町社長の説明：設立形態の異なる学校間の競争条件の同一化について

特区で大学を設立したが、認可条件については他の私立大学と同じである。しかし、私学助成および税制上の優遇措置について取り扱いが異なっている。

企業会計上、株式会社については、税引き前利益の半分程度が法人税等の税金にとられ、更に株主への配当や役員への賞与の支払いによって、結局企業内に内部留保されるのは当期の利益の1/4程度である。一方、学校法人は、私学助成、税制上の優遇措置、および学校法人会計基準により特に認められた基本金の制度という、合計3つの優遇措置により、株式会社の場合より、少なくとも3乃至4倍の内部留保が認められている。

このように、株式会社と学校法人では競争条件が同一ではないので、学校法人が受けることのできる私学助成および税制上の優遇措置について、株式会社の学校にも適用するべきである。

また、学校法人は学校法人会計基準により、校地・校舎等の施設取得や計画のために必要な現金を、「基本金」という科目で積み立てることができるが、このような積立金は株式会社では認められていない。

競争条件を同一化するために、補助金および税制上の優遇措置、また基本金について、制度を同一化・平等化してもらいたい。

ところで、このように多額な学校法人の内部留保はどのように使われるのであろうか。仮に内部留保金を活用して学費を安くするなどに使えば、他人の犠牲で自分の大学の学生のみを優遇したのであり、不公平だ。内部留保金の原資は、補助金と税制上の優遇措置によるものだからである。貧困の学生には奨学金制度がある。全員に学費を安くする必要はない。また仮に学校法人の理事長および理事・監事の報酬を多額にすれば、なおさら不公平である。

学校法人は非営利団体であり、営利団体ではないというのが文部科学省の持論だ。しかし、本当にそうか。営利団体か否かは、法令上利益配当の規定や解散時の残余財産請求の規定があるかどうかで区別するのが学説の通説である。学校法人の場合、解散時には校舎等の財産を清算し、残金があれば、寄付行為に定めた人に返還するという規定がある。このように学校法人にも規定上は残余財産の返還請求権の定めがあるので、学説上は学校法人も営利団体と定義することが可能である。だから悪い設立者であれば、補助金や免税措置を受け、学校の財産を増加させた時点で学校法人を解散させれば、莫大な利益を生む財テクの手段ともなる。

この点医療法人は、残余財産の処分については学校法人と同じように残余財産の返還請求権の定めがあり、一般の会社と同じ法人税の税率を負担している。学校法人のように税制上の優遇措置は受けていない。

(2) 質疑

福井専門委員：学校法人会計基準とは？ 法律か？

反町社長：省令である。私立学校振興助成法 14 条 1 項に基づく文部科学省令 18 号である。

福井専門委員：このような問題についてはこれまでに議論されているのか？

反町社長：あまり公には議論されていないと了解している。医療法人は問題になり、課税された。先般公益法人一般について課税するか、政府では議論したところであるが、学校法人はそのままである。少なくとも学校法人の基本金規定による、恣意的かつ過剰な積立金は廃止するべき。

白石主査：内部留保やその用途について情報公開はされていないのか？

反町社長：学校法人の財務情報は、監督官庁である文部科学省に提出されているので、文部科学省にある資料を公認会計士にチェックしてもらったらどうか。

福井専門委員：学校法人の財務情報については、情報公開は一般には行われぬのか？ 情報公開法に基づいて、文部科学省にも情報開示請求をできないのか？

反町社長：学校法人は、計算書類を作成する義務は定められている（学校法人会計基準 1 条・4 条）が、学校法人が計算書類を公開する法令上の規定はない。現在各大学の判断に任されている。父母や学生が情報公開請求をした例もないであろう。しかし今は、情報公開法により、行政である文部科学省に情報公開を請求できる。

福井専門委員：情報開示の程度で株式会社と学校法人とで法令上の位置づけに差があるのか？

反町社長：学校法人は、認可を受けた公益法人なのだから、監督官庁が情報を公開するべき。税制上の優遇措置を受けている以上、財務情報等を開示するべきである。もちろん、株式会社の方が一般投資者保護のための制度が完備しており、より情報公開されている。

大学への優遇措置は、明治時代以降の欧米の先進国にキャッチアップするために作ったものである。現在の税制や私学助成上また会計基準上の優遇措置は、その制度の名残であると思う。今更、優遇措置によって、施設建設をする必要はないと思う。

(3) 反町社長の説明：バウチャー制度について

教育制度の改革では、どこの教育サービスを選択するかの自由を、利用者にも認める制度とすることが必要。公共性を根拠に、大学が決めるのではない。あ

くまで消費者である学生・保護者が決定権を有するのだ。どの大学のどの教員の講義だけ聴きたい、という選択をも認めるべき。利用者の視点が重要。

そのためにバウチャーを交付するべきである。

利用者側に決定権を託して、効率よく資源を活用するべき。バウチャーは学校法人でも株式会社でも使えるようにするべきだ。学生にとって、本当に聴きたい授業は他大学であっても、聞かせるべきだ。利用者側から見る限り、学校法人にバウチャーが使えて、株式会社に使えないということに、合理的な理由は見出せない。

(4) 質疑

福井専門委員：株主に対する配当があることにより、株式会社にはバウチャーを使ってはいけないという考え方についてはどう思うか？

反町社長：株式会社の配当というのは、税金、給与、利息など社会的責任を果たしたあとで、最終的に利益があるときに配当するに過ぎない。基本金のように先ず最初に、天引きしているのではない。株主は配当を受ければ所得税を払わねばならない。しかも会社が投資資金を調達する際は、増資に応じなければ損をする。だから株主にしてみれば、税金で持って行かれる利益配当を、むやみに多くせよ、とは言わないのです。だから株主はむやみに配当をうけない。会社においても、設備投資のためには配当を抑制して、後のために準備しなければならない。

また、会社から見れば、株主への配当と銀行への利息とは、同じく資金調達のコストであって、性格は同じである。企業経営の判断から見て、どちらか有利か、という違いだけ。

現行法制では、赤字企業でも増資できるし、借り入れも出来るし、現にやっている。

また私立学校も営利性を有する点で、会社と同じであることは、前に述べました。このように、利益配当を論拠とすることに根拠はない。

受講生のすべての希望通りの講義が完備されている大学というものはない。理想型としては、学生がどこの大学に入学したかに関わりなく、自由にどこの大学の講義でも選べるバウチャー券を、学生に交付し使わせるのがよい。

現行税制上は、法人については、営利法人か公益法人かで差別があるが、この差別を撤廃していこう、設立主体による差別をなくし、イコールフィティングにするというのが、これからの世界の流れである。

福井専門委員：バウチャー導入を否定する議論として、一つには、バウチャーを導入して学校側の事務が煩瑣になるのではないかという議論、また、過疎地ではそもそも選べる学校はないのでバウチャーは機能しないという議論、もう一つには、バウチャーによって貧富の差・教育格差が益々生じるのではないかという議論があるが、これらについてはど

う思われるか？

反町社長：厚生労働省の教育訓練給付金は、一種のバウチャー制でしょう。手続きは複雑だが、どこの学校も会社もスムーズにやっている。不平不満はない。うまく機能している。この制度を参考にしてはどうか。

過疎地については、たとえば田舎には田舎にふさわしい教育がなされるべきで、東京とちがうのが当然だ。それを差別と考えるのは、実質的平等の意味を理解してないことによる。

また教育格差については、低所得者やニート、中退者や不登校者にバウチャーを与えてはどうか？ 金持ちへのバウチャーと格差をつける制度にしてはどうか？ 金持ちか貧乏かの判別は難しいが。そもそも教育は階層社会の再生産に過ぎないとは、60年代のアメリカですでに言われている。却ってバウチャー制によってこの弊害は軽減されるのではないか。

福井専門委員：所得に関係なく、一律に交付してはどうか？

反町社長：学生全員に与えるというわけにはいかないのではないか？

福井専門委員：機関補助の額を学生に頭割りにしてはどうか？

反町社長：民主主義・自由主義の時代に教育を受けてきた世代には、学生本人に判断権を与えるのが第一。利用者側である学生に直接配分することに賛成する。

白石主査：大学数が増えるなかで機関あたりの私学助成は減少している。そこで、競争的資金にシフトしていく流れにある。ここでバウチャーを併用していくのか、それとも機関補助を全廃してハードランディングに行くのか？

反町社長：入口としては、すでにモデルのあるアメリカの制度の真似をするのがよいのではないか。大学に助成を行い、助成金が建物に使われる、というのは時代遅れだ。学校法人に助成をするのは非合理。学生なり教授なり、一人一人の人間に助成金が直接帰属する形の方がこれからの時代に即し、優れている。大学に助成金を出すのではよくない。人間に出す。教授は大学間を異動している。教授個人に助成金を出せば助成金を持って移動できる。

文部科学省としては、学校をコントロールするために、認可した大学に直接援助したい、そのために、機関補助を維持しようとしているのであろう。

福井専門委員：地方では学校が成り立ちにくいという議論については？

反町社長：地方で学ぶ人は地方の個性のある教育を受けるべきだ。それでよい。自分が生活する社会の教育を受ければよい。それを差別というのはおかしい。個性と差別を混同してはならない。なんでも東京にあわせる、という意見はおかしい。過疎地や地方は、生活環境がいいし、都会の勤労者の所得より2割以上高く、生活は非常に豊かである。衣食住ともに安い。また、交通機関が発達したので、地方に住

んでいても都会の便利さや文化を享受できる。地方や過疎地の教育環境が悪いとの先入観は昔の話で、間違いだ。

福井専門委員：児童数が少ないと学校が成立しない、という議論がある。

反町社長：バウチャーもできるところでやればよい。全国一律でやる必要はない。供給側から教育内容を議論するのではなくて、教育を受ける人の立場で決めればよい。少ない生徒の教室は、今でも塾ではそうだ。生徒数に関係なく教育は立派にできる。

大沼教授：日本の高等教育が競争力を失っている中で、高等教育の競争力を高めていくためにバウチャーは使えるであろうが、いきなりハードランディングというのではなく、まずは、私学助成をバウチャー化する、というところから始めてはどうか。

反町社長：現実的です。それも一案であると思う。

(5) 反町社長の説明：今年度あじさい要望について

反町社長：株式会社は、学生の要求に応えなければ、即倒産というレベルの自由競争をしている。本物の競争です。学校法人がいう競争は、本物の競争世界とは離れた別世界での、仲間内の競争です。われわれが味わっている危機感はないであろう。である以上は、株式会社の大学については、学校法人よりも規制を緩和して、このハンディを減らしてほしい。

株式会社は経営の安定性・継続性という経営責任をどう考えるのか、という質問だが、文部科学省の認可に拘束されて、経営が傾くのは困る。文部科学省が認可しないから、学生の要求に応えられず倒産した、となったら、学生は、文部科学省を被告として裁判をする、その際文部科学省は、当事者として勝てるのか？

とにかく、教員審査、カリキュラムおよび定員、更に完成年度について規制を緩和してほしい。特に教員・カリキュラムについては、学生が実学志向の講座を要求する中で、従来型の学術中心の教員ではない人が必要になっている。実業界にはたくさんの適格者がいる。緩やかな規制としてほしい。

福井専門委員：株式会社の学校にだけ規制緩和するのか？

反町社長：学校法人も緩和してもいいと思う。学校法人が生き残りのためにとるさまざまな手段を縛るべきではない。学校法人も倒産の危機の中、自己責任の運営ができるように、規制の緩和を進めるべきだ。規制しておいて倒産したら、破産法や民事再生法を適用するというのは矛盾。それなら会社と同じでしょう。破産法や民事再生法を適用するというのなら、はじめから自己責任でやらせるべきでしょう。

白石主査：カセットテープとビデオについて差をもうけているようであるが、どういうことか？

反町社長：授業内容については、授業中の板書は書き取って、あとでプリントにして配布し、講義はカセットで聞く、という形式がカセットテープによる講義です。電車に乗っている時にも聞ける、そこに利点がある。株式会社がやっているビデオもの・カセットものは、学生・消費者が要求して生まれたもので、彼らが支持しているものである。学生にとって不都合な商品が存続するわけがない。大学とは違う。カセットテープを DVD やビデオと区別するのはおかしい。

白石主査：カセットテープを排除しては視覚障害者への差別になる。

反町社長：カセットテープは絵がないというが、ではなぜカセットテープが売れるのか？ 最後は消費者の判断である。消費者が DVD を選ぶのか、カセットテープを選ぶのか、それは学生が判断する。会社が供給する商品で消費者に不利なものはない。不利であれば淘汰されている。

福井専門委員：規制の根拠は？

反町社長：運用通達であろう。法令ではない。

アメリカでは株式会社の大学だけが伸びている。消費者の選択である。激変する環境に応じた教育はますます重要となる。日本でも、株式会社の大学が増えるべきだ。そのために、イコールフィティングがぜひ必要であり、パウチャーについても消費者に選択を与える観点から導入してほしい。

以 上